

給与所得者異動届出書の記入例3 【転勤・再就職により特別徴収継続】

第6号の6様式(1)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

中野 区長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出	住所(居所)又は所在地 〇〇県××市△△1-2-3	〒012-3456
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	
氏名又は名称 株式会社〇×商事	代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎	代表印
個人番号 111111111111111111	個人番号 111111111111111111	
受給者番号(整理番号) フリガナ 氏名 中野 一郎 (旧姓)	特別徴収税額(年税額) 徴収済額 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日 異動の事由
生年月日 昭和・平成 50年1月1日	140,000円	12月31日 退職
個人番号 2222222222222222	35,600円	1月1日 転勤
1月1日現在の住所 中野区△△3-2-1	104,400円	1月1日 会社解散
給与の支払を受けなくなった後の住所 中野区□□4-5-6		1月1日 住所誤報

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号 123456 - 789		
課税番号 2111222		
課・係 人事課人事労務係		
氏名 特徴 花子		
電話 000-000-0000		
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 理由	控除社会保険料額 円

法人番号を記入します。
※個人事業主の方は個人番号の記入はせずに、新勤務先に送付してください。

給与所得者の個人番号は、新勤務先で、本人から提供を受けて記入してください。
※旧勤務先では記入せずに新勤務先へ送付してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定月	徴収予定日	徴収予定額
1. 異動が平成 年 12月 31日 までで、申出があったため (月 日申出)			円
2. 異動が平成 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円
異動者印			円

【例】転勤前の会社で8月まで徴収する場合
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額(前勤務先で特別徴収する額) 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ※(ウ)の未徴収税額を新勤務先で特別徴収します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	056789 - 676
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ マルバツツドウサン カブシキガイシャ
フリガナ マルバツツドウサン カブシキガイシャ	氏名又は名称 〇×不動産 株式会社
代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 次郎	代表印
個人番号 又は法人番号 9999999999999999	個人番号 又は法人番号 9999999999999999
課・係 庶務課社員係	月割額 11,600円を
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 氏名 庶務課社員係	9 月分から徴収し、納入します。
電話 111-111-1111 (内線 222)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要

この欄は新勤務先の会社が記入します。あわせて、上記給与所得者の個人番号について、本人から提供を受けて記入してください。

【提出先】 〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区税務担当(課税)

※異動届出書は、中野区ホームページからダウンロードできます。
 ※転勤・転職後も特別徴収を継続する場合は、前勤務先で上段(給与所得者の個人番号を除く)を記入して、新勤務先に送付し、新勤務先が下段を記入して、中野区に提出してください。
 ※給与所得者の個人番号は、新勤務先にて、本人から提供を受けて記入してください。
 ※異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
 ※新勤務先に税額通知書をお送りするまでに、異動届出書を受理してから約2~4週間かかります。